

地質・地盤情報の整備・公開・活用、及び法整備に関わる主な経緯

1. 国土交通省

(1) 過去の経緯

- ① 昭和 61 年 6 月 土研地質研究室：「ボーリング柱状図作成要領(案)」、土木研究所資料 2389 号／ボーリング調査の品質確保とデータベース整備を目的
- ② 昭和 61 年 8 月 技術調査室：「ボーリング柱状図作成要領(案)」通達
- ③ 昭和 61 年 11 月 技術調査室：「地質調査資料整理要領(案)」通達
- ④ 昭和 61 年 11 月 (財) 日本建設情報総合センター (JACIC)：地質調査資料整理要領(案)解説書発刊
- ⑤ 昭和 61 年 12 月 JACIC：技術調査室監修「ボーリング柱状図作成要領(案)」発刊／通達解説と柱状図記入シート
- ⑥ JACIC における地質調査資料整理要領(案)に基づいた地質情報の集積開始
- ⑦ TRABIS (Technical Report And Boring Information System) 構築
- ⑧ 建設省以外も、民間を含めて「ボーリング柱状図作成様式(案)」が普及し、実質的に標準化

(2) 最近の経緯

- ① 平成 18 年 11 月技術調査課「地盤情報の集積および利活用に関する検討会／委員長 小長井一男東大教授」設置。平成 19 年 3 月検討会答申「地盤情報の高度な利活用に向けて提言～集積と提供のあり方～」／地盤情報の集積と利活用に関するわが国及び国土交通省のあり方を提言
(http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha07/13/130302_.html)
- ② 提言を受け、平成 20 年 3 月国土地盤情報検索サイト“KuniJiban”による公開。対象は港湾空港関係、開発局・地整、沖縄総合事務局のボーリングデータ。技術調査課・土研・港湾空港研の共同運営、土研地質チームで管理 (<http://www.kunijiban.pwri.go.jp/jp/>)

2. 産業技術総合研究所

平成 18 年 4 月「地質地盤情報協議会／コンソーシアム」を企業・団体、個人会員によって設立。国・自治体、地質調査業界、大学・研究機関など幅広く活動に参加。国内外の地質地盤情報の整備状況を取りまとめ、地質地盤情報の共有・活用と新ビジネスの展開を推進するための法整備の必要性の提案と関係機関への働きかけ

- ① 平成 19 年 3 月「地質地盤情報の整備・活用に向けた提言 —防災、新ビジネスモデル等に資するボーリングデータの活用—」(<http://www.gsj.jp/information/files/teigensho.pdf>)
- ② 平成 22 年 9 月「地質地盤情報の利活用とそれを促進する情報整備・提供のあり方(地質地盤情報の整備・活用に向けた提言 その 2)」(<http://www.gsj.jp/information/files/teigensho2.pdf>)

3. 防災科学技術研究所

平成 16 年 12 月「地震防災のための統合化地下構造データベース構築の必要性について」を提言し、これをベースにして防災科研、産総研、土研、地盤工学会、東工大、東大震研及び各種関連機関による連携研究「統合化地下構造データベースの構築」（科学技術振興調整費／平成 18～22 年度）を実施

- ① 各種地質地盤情報データベース及びデータ処理システムを整備・公開

(<http://www.chika-db.bosai.go.jp/>)

- ② 報告書「統合化地下構造データベースの構築」の中で、地盤情報の法的側面を踏まえ、社会的障壁に対する施策として地盤情報の利活用を推進するための法整備を提言

(http://dil-opac.bosai.go.jp/publication/nied_tech_note/pdf/n361.pdf)

4. 地盤工学会

- (1) 地域版データベース作成

各支部で地方整備局、業界等の協力により、地域版データベースを作成・公開・販売

- (2) 全国電子地盤図

地域版データベース等の整備・進展を背景とした全国各地域の電子地盤図作成の推進、及び社会における幅広い利用、普及についての方策を検討

- ① 全国電子地盤図作成及びデータの公開、情報の高精度化と利便性の向上に貢献

(<http://www.denshi-jiban.jp/>)

- ② 平成 20 年 9 月に地盤情報の共有化や公開に向けて「関東地区地盤解説書『関東の地盤』の出版とそれによる地盤情報共有化と公開の方針」を公表

(<http://www.jiban.or.jp/kantou/kantoujibandb.pdf>)

5. 関西圏地盤情報ネットワーク／KG-NET

関西圏地盤情報ネットワーク（KG-NET：Kansai Geo-informatics Network）は、「関西圏地盤情報データベース」の構築と関西圏における地盤情報活用の促進、発展を目的とした関西圏地盤情報協議会（KG-C）、関西圏地盤 DB 運営機構（KG-A）、関西圏地盤研究会（KG-R）の三つの組織からなる連携組織。近畿地整を中心に自治体、公益企業のデータを対象

大阪湾海域から関西圏陸域をつなぐ地盤情報データベースを基盤として活動を展開。データは会員に無料で提供（<http://www.kg-net2005.jp/>）

6. 総務省

- ① 知的情報のクラウド化（ASP・SaaS・クラウド普及促進協議会）の一つとして、地盤情報の二次利用についての検討とボーリングデータのデータベース化の試み（地盤情報の二次利用検討分科会／主査 小島圭二東大名誉教授）

- ② 様々な組織や業界内のデータを社会でオープンに利用できる「オープンデータ流通環境の整備」

(<http://www.opendata.gr.jp/committee/docs/20121024/siryoy1-5.pdf>) の一環として、地盤や災害など種々の

分野のデータについて情報流通連携基盤構築の実証実験（高知地域：高知市、香南市、南国市、土佐市、須崎市、中土佐町、黒潮町）

7. 全国地質調査業協会連合会

(1) 地盤情報の整備・活用と新ビジネス展開への取り組み

① 平成 19 年「地盤情報の活用と新ビジネス ―地盤情報の資源化への道のり―」

(<http://www.zenchiren.or.jp/geoinfo/katuyou.html>)

② 平成 22 年 6 月「地盤情報を活用した新規ビジネスへの展開に向けて」

(<http://www.zenchiren.or.jp/geoinfo/pdf/model.pdf>)

(2) 法整備の働きかけ

① 政界、国交省、関係機関へ法整備の必要性をアピール

② 平成 21 年 NPO 法人地質情報整備活用機構に「地質地盤情報整備法検討会」発足

構成メンバー（平成 25 年 4 月現在）：佃・栗本（産総研）、成田・土屋・池田（全地連）、桑原（元土研地質官）、平野（OYO/元土研地質監）

◇平成 22 年頃から日本学術会議に対し、法整備に関する議論と提言についての働きかけ

◇平成 25 年 1 月 31 日、日本学術会議から地質地盤情報の利活用と法整備の必要性に関する提言

(<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-22-t168-1.pdf>)

◇日本学術会議提言を受け平成 25 年 4 月 15 日、地質・地盤関係学会・団体の横断的組織である「地質・地盤情報活用促進に関する法整備推進協議会」を設立

(http://www.zenchiren.or.jp/suishin/suishin_index.html)

8. 地質・地盤情報活用促進に関する法整備推進協議会

◇日本学術会議提言を受け平成 25 年 4 月 15 日、地質・地盤関係学会・団体の横断的組織である「地質・地盤情報活用促進に関する法整備推進協議会」が発足

◇会員：土木学会、地盤工学会、日本建築学会、日本地震工学会、日本応用地質学会、日本地質学会、日本情報地質学会、物理探査学会、日本地球惑星科学連合、日本第四紀学会、全国地質調査業協会連合会、建設コンサルタンツ協会

◇オブザーバ：産業技術総合研究所地質調査総合センター、防災科学技術研究所、北海道立総合研究機構地質研究所

◇政・官、関係組織や団体に、地盤情報活用促進に関する法整備の働きかけを展開中

(http://www.zenchiren.or.jp/suishin/suishin_index.html)

9. 日本学術会議

日本学術会議地球惑星科学委員会は、「地質地盤情報整備法検討会」による働きかけを受けて、わが国の地質・地盤情報の整備・活用とそのための法整備について議論を重ね、提言「地質地盤情報の共有化に向けて―安全・安心な社会構築のための地質地盤情報に関する法整備―」をとりまとめ公開。

(<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-22-t168-1.pdf>)。

日本学術会議での議論の経緯は以下の通り

(1) 第 21 期日本学術会議地球惑星科学委員会地球惑星科学企画分科会

平成 22 年 12 月 27 日、地球惑星科学委員会地球惑星科学企画分科会にて地質地盤情報共有化の議論を開始し、平成 23 年 2 月 3 日、第 15 回地球惑星科学委員会地球惑星科学企画分科会にて提言（案）をとり

まとめ。しかし、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）により審議が中断

(2) 第 22 期日本学術会議地球惑星科学委員会地球・人間圏分科会

平成 24 年 2 月 20 日、日本学術会議幹事会において、地球・人間圏分科会に地質地盤情報小委員会が設置され、その後、土木工学・建築学委員会からも小委員会に委員が参画。東日本大震災も踏まえた広範な議論を行い、平成 24 年 11 月 30 日に地球惑星科学委員会が提言（案）をとりまとめ、平成 25 年 1 月 31 日に公表

◇地質地盤情報に関する包括的な法律の制定

◇地質地盤情報の整備・公開と共有化の仕組みの構築

◇社会的な課題解決のための地質地盤情報の活用の促進と国民の理解向上

10. 地方自治体等

青森県、栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、福井県、静岡県、三重県、滋賀県、岡山県、鳥取県、島根県、徳島県、長崎県、熊本県、鹿児島県、及び旭川市、八戸市、水戸市、千葉市、浦安市、東京都杉並区、東京都新宿区、東京都世田谷区、横浜市、川崎市、岡崎市、名古屋市、鈴鹿市、神戸市、高知市等の自治体などにおいて、所有する地質データのデータベース整備、地盤図等の作成、公開。他の自治体においても整備・公開の動きあり



クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示 2.1

本報告は「地質・地盤情報活用促進に関する法整備推進協議会」の著作物です。